

第7章 附則（条例附則第1条～第6条）

7. 1 施行日（条例附則第1条、規則附則）

○条例は、令和6年1月1日から施行する。

<条例附則>

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

<規則附則>

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

7. 2 経過措置（条例附則第2条、第3条）

○この条例の施行日前に、鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例（令和3年鳥取県条例第43号）の規定に基づき行った処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

<条例附則>

（経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例（令和3年鳥取県条例第43号。以下「県条例」という。）の規定に基づき行った処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（既存特定事業に係る経過措置）

第3条 令和4年5月1日（以下「県条例施行日」という。）前に工事に着手している特定事業（以下「既存特定事業」という。）であって、施行日前において県条例附則第2条第1項の規定に基づき県条例第4条第2項の規定を適用しないとされているものについては、施行日以後に事業計画の変更が行われるまでの間は、第4条第2項の規定は、適用しない。

2 施行日以後に事業計画の変更が行われたことにより、第4条第2項の規定を適用することとなった既存特定事業を実施している事業者は、第10条第1項の規定の例による許可を受けなければならない。

3 市長は、施行日以後は、第4条第2項に規定する技術基準の趣旨及び内容を考慮して、既存特定事業を実施する事業者（第1項の規定により第4条第2項の規定が適用されない事業者に限る。）に対して、第32条に規定する指導又は助言をすることができる。

4 第4条の規定は、施行日以後に既存特定事業を承継した者に対しても適用する。

解 説

◆既に特定事業に係る工事に着手し、又は工事完了している事業者に対して、条例に係る規制を遡って適用させることは、これらの者の権利を制限し規則の権益を侵害することになるが、静岡県熱海市で発生した土石流災害を踏まえ、条例の施行後に一定の期間が経過した後も工事を継続するもの、又は施行後に事業計画を変更して工事を行うものに対して条例の技術基準、許可を適用することとしている。ただし、令和4年5月1日以前に工事に着手している特定事業であって、

令和5年12月31日において技術基準、許可の適用をしないとされているものについては、令和6年1月1日以後に事業計画の変更を行うものに対して条例の技術基準、許可を適用する。

- ◆本条における「事業計画の変更」とは、施行前の事業計画を変更することをいい、例えば、「事業規模を拡大すること」、「完了した事業を再開すること」などが該当し、条例制定の趣旨から技術基準を適用し、許可を義務付けることとしている。
- ◆条例を適用する考え方は次のとおりである。

【工作物設置の条例の摘要の考え方】

行為の進捗	条例の技術基準・許可等の適用		
	事業計画の変更 なし		事業計画の変更 あり
	R5. 12. 31まで	R6. 1. 1以降	R6. 1. 1以降
工事中	—(※1)	適用	適用
完了	—	—	適用

(※1) 鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例（令和3年鳥取県条例第43号）の規定に基づき許可を受けている必要がある。

- ◆第4項は、条例の制定趣旨・目的を踏まえて、条例を適用しない事業に対し、指導・助言の措置を講ずることを明確に示したものである。

7. 3 費用の確保に係る経過措置（条例附則第4条）

- 施行日前に工事着手している特定事業であっても、維持管理や原状回復等の費用確保が必要である。
- 施行日前に完成した特定工作物の部分は、費用確保について努力義務にしている。

<条例附則>

（費用の確保に係る経過措置）

第4条 既存特定事業を実施する事業者又は所有者等は、当該特定事業の事業区域において、計画的な資金の積立てその他の方法により、次に掲げる費用を確保しなければならない。

- (1) 特定工作物の維持管理に要する費用
- (2) 特定工作物の撤去、原状回復その他斜面の安全の確保、災害発生防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図るために講ずる措置並びにこれに伴い発生する建設発生土及び廃棄物の処分に要する費用

2 前項の規定にかかわらず、県条例施行日前に行う既存特定事業（県条例施行日前に施工された特定工作物に係る部分に限る。）に係る同項の規定の適用については、同項中「確保しなければならない」とあるのは、「確保するよう努めなければならない」とする。

解 説

- ◆事業者や土地所有者には、特定事業を行った土地について、災害発生防止の措置を講ずる義務が生じるものであり、そのためには適切な維持管理を行うとともに、災害が発生したときは、災害復旧や原状回復等の措置を講じるべきである。
- ◆そのため本条では、令和4年5月1日前に工事着手している特定事業に対して、維持管理及び原状回復等の措置に要する費用確保を義務付けている。ただし、令和4年5月1日までに完成した特定事業に係る工事の部分については、費用確保について努力義務としている。

7. 4 事業計画に係る経過措置（条例附則第5条）

○既存特定事業を行っている事業者に対し、事業計画等の提出を求めることができるとしている。

<条例附則>

（事業計画に係る経過措置）

第5条 市長は、既存特定事業を行っている事業者であつて、施行日前において県条例附則第4条第1項の規定に基づき事業計画を知事に提出するものとされたものに対し、既存特定事業に係る計画の内容を把握するため、第31条第1項の規定に基づく報告若しくは資料の提出の求め又は立入調査の権限を適切に行使するものとする。

解 説

◆既存特定事業者に対して、報告の徴収又は立入調査を行い条例の施行前の事業計画を把握することとしている。

7. 5 特定建設発生土搬出の実施に係る経過措置（条例附則第6条）

○施行日前に県条例による許可を受けた特定建設発生土搬出には、一定の経過措置を設けた上で、条例の規定を適用する。

<条例附則>

（特定建設発生土搬出の許可に係る経過措置）

第6条 施行日から21日を経過する日までに行われる特定建設発生土搬出の許可に係る第26条第3項第2号の規定の適用については、同号ア中「許可を受けた工事」とあるのは、「許可若しくは鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の一部を改正する条例（令和5年鳥取県条例第30号）第2条による改正前の県条例第7条第1項若しくは第9条第1項の許可を受けた工事」とする。

解 説

◆土砂の処分又は仮置き場所の許可条件として、指定区域内（市内）への搬出については、法による宅地造成等に関する工事の許可または工事等の届出がされたものと定めているが、令和6年1月1日から同年1月21日の期間に建設発生土を搬出する場合には、県条例（鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の一部を改正する条例（令和5年鳥取県条例第30号）第2条による改正前の県条例第7条第1項若しくは第9条第1項）の許可を受けた工事も要件をみたしたこととする。